

○熱海市新エネルギー機器設置費補助金交付要綱

令和3年3月24日

告示第42号

改正 令和5年3月31日告示第40号

熱海市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成17年熱海市告示第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電システム、家庭用蓄電池システム、家庭用燃料電池システム、太陽熱利用システム、V2H、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器及びHEMS（以下「新エネルギー機器」という。）を設置する者に対して予算の範囲内において交付する補助金に関し、熱海市補助金等交付規則（昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（令5告示40・一部改正）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光を利用して発電するシステムで電力会社との太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結するもので、太陽電池の合計出力が10キロワット未満のシステムをいう。
- (2) 家庭用蓄電池システム 太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等）で構成される一体の装置で、住居部分に電力を供給できるものをいう。
- (3) 家庭用燃料電池システム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムであって、一般社団法人燃料電池普及促進協会において機器登録されている設備及びそれと同等以上の能力を有する設備をいう。
- (4) 太陽熱利用システム 太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所等の給湯等に用いるために一般家庭に備え付けられる温水器をいう。
- (5) V2H 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えた設備をいう。
- (6) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 電動式ヒートポンプユニット及び貯湯ユニットから構成

される給湯器をいう。

(7) HEMS 住宅居住者が使用する電力使用量を計測及び蓄積して、これらの情報を通信端末機器等で表示する機能を有する設備をいう。

(令5告示40・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 現に熱海市の住民基本台帳に記録され、又は記録する予定の者

(2) 第7条に規定する実績報告をする時点において、熱海市内において自ら所有し、かつ、居住する住宅（併用住宅を含む。）に新エネルギー機器を設置している者

(3) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新エネルギー機器（未使用品に限り、熱海市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス推進事業費補助金交付要綱（令和5年熱海市告示第37号）により補助の対象となるものを除く。）の設置に要する経費とする。

(令5告示40・一部改正)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

(1) 太陽光発電システム 1件につき8万円

(2) 家庭用蓄電池システム 1件につき8万円

(3) 家庭用燃料電池システム 1件につき8万円

(4) 太陽熱利用システム 1件につき5万円

(5) V2H 1件につき5万円

(6) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 1件につき3万円

(7) HEMS 1件につき1万円

(令5告示40・一部改正)

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定にかかわらず、熱海市新エネルギー機器設置費補助金交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項第4号に規定する市長が必要と認める事項を記載した書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 新エネルギー機器の形状、規格等を説明する資料
- (2) 新エネルギー機器を設置する住宅に居住することが確認できる書類（申請時において当該住宅に居住していない場合に限る。）
- (3) 新エネルギー機器設置工事着手前の現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 同一の新エネルギー機器の補助金の交付（過去に熱海市から受けた同種の補助金の交付を含む。）は、一の住宅につき1回限りとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条に規定するその他市長が指定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 新エネルギー機器の設置後の現況写真
- (3) 太陽光発電システムを設置する場合にあっては、電力会社との電力受給に関する契約書の写し

（令5告示40・一部改正）

（財産処分の制限）

第8条 規則第19条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等に相当する期間とする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の熱海住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定により申請された補助金の交付その他の手続については、なお従前の例による。

附 則（令和5年告示第40号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

新エネルギー機器設置費補助金交付申請書

年 月 日

熱海市長 あて

住所

申請者 氏名

電話

補助金の交付を受けたいので、熱海市新エネルギー機器設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

- 1 現在設置している太陽光発電システム（有 無）
- 2 新エネルギー機器設置に係る補助対象経費等の内訳

補助の対象設備	設置費 (見積金額)	市補助金	自己負担
太陽光発電システム	円	円	円
家庭用蓄電池システム	円	円	円
家庭用燃料電池システム	円	円	円
太陽熱利用システム	円	円	円
V2H	円	円	円
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ 給湯器	円	円	円
HEMS	円	円	円
合計	円	円	円

- 3 熱海市新エネルギー機器設置費補助金の申請に当たり、住民基本台帳及び市税等の納付状況について熱海市が確認することに同意します。

別記様式（第6条関係）

（令5告示40・全改）